



# 建設機械に関する技術指針について（通知）

技術基準の種類：設計・施工  
通知日：平成6年12月20日

管第696号  
平成6年12月20日

部内各課長殿  
（建築課長除く）  
各土木事務所長殿  
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

## 建設機械に関する技術指針について（通知）

このことについて、建設省から別添写しのとおり通知がありました。ついでに、当技術指針の目的に基づき、工事に使用する建設機械は、下記のとおり当技術指針に基づく建設機械を使用するよう努めることとしたので、積算時、設計書の作成時に留意するとともに、施工時に請負者へ指導するよう責課、貴所職員に周知徹底してください。なお、関係団体へは別紙のとおり通知しているので御承知ください。

### 記

- 1 技術指針に基づき使用するよう特に努める建設機械
    - (1) 標準操作方式建設機械
    - (2) 排出ガス対策型建設機械
    - (3) 低騒音、低振動型建設機械
  - 2 積算時、設計書作成時の留意事項
    - (1) 前記1に基づく建設機械の使用を指定する場合、特記仕様書に明記する。  
特に、住宅が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域、その他の騒音又は振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域において工事を施工する場合は、低騒音型、低振動型建設機械を使用することを原則とする。
    - (2) 低騒音型建設機械の積算にあたっては、「平成6年度建設機械等損料算定表」、「3-11建設機械損料等の算定例」、「6.低騒音型、低振動型建設機械を使用する場合」に従い、「別表第2低騒音型建設機械の基礎価格に乗ずる率」を使用し積算すること。
  - 3 設計図書により使用を指定した建設機械の確認等について
    - (1) 請負者は、施工計画書へ機械名称、製作会社、型式、指定年月日を明記することとする。
    - (2) 監督員の指示があった場合は、請負者は、指定された建設機械であることが確認できる資料を監督員へ提出するものとする。
- 別添省略